

京都府立清明高等学校（以下、「学校」という。）におけるカフェテリア出店事業者募集について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和2年1月10日

京都府立清明高等学校長 宮村 仁

## 第1 公募の内容

### 1 公募の目的

学校のカフェテリアの運営について、豊富な経験と能力を有する出店事業者を募集します。

### 2 学校の概要

#### (1) 開校

平成27年4月

#### (2) 教育システム

単位制による定時制 昼間2部制 普通科

#### (3) 生徒数

351名（令和元年12月1日現在）

#### (4) 学校の特徴

- ア 定時制課程・単位制のメリットを生かした柔軟な教育課程
- イ 教職員やスクールカウンセラー等による充実した生徒支援体制
- ウ タブレット端末等のICT機器を活用した教育
- エ 詳細は、別添学校概要パンフレットのとおりに

### 3 出店場所

#### (1) 所在地

京都市北区小山南大野町（別紙1参照）

#### (2) 店舗面積

120㎡を出店事業者の店舗（占有）面積とします。（別紙2、3参照）

#### (3) 営業日

学校の授業日等を考慮の上、出店事業者において定めます。原則として授業日は営業を行うこととしますが、定休日を設定しようとする場合は学校と協議して、承認を得てください。

なお、学校の休業日等は次のとおりとなる予定です。

- ・休業日：土曜日、日曜日、祝日
- ・学年始休業日：4月1日～4月7日

- ・夏季休業日：7月21日～8月24日
  - ・冬季休業日：12月21日～1月7日
  - ・学年末休業日：3月21日～3月31日
- ※行事等により変更となる場合があります。

#### 4 指定する店舗の用途

カフェテリア（飲食店）

なお、生徒・教職員の他、学校が認める範囲内で一般府民への販売も可能です。

#### 5 出店条件

##### (1) 出店の方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用許可により出店するものとします。

##### (2) 営業時間

午前8時30分から午後6時までの時間で出店事業者において定めます。

なお、学校の教育活動時間は次のとおりです。

- ・午前8時30分頃から午後6時頃まで

※行事等により変更となる場合があります。

##### (3) 使用許可期間

ア 使用許可の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとします。ただし、公用・公共用としての必要性や使用者の使用状況等を勘案して支障がないと京都府立清明高等学校長（以下、「校長」という。）が判断する場合は、当初の許可条件を変更しないことを前提に、令和5年3月31日を限度として、毎年度当初に使用許可の更新を行います。

イ 店舗の設置・撤去等に要する期間は、使用許可期間に含むものとします。

ウ 使用許可の更新を受けようとするときは、使用許可期間が満了する日の2箇月前までに書面をもって校長に申請するものとします。

##### (4) 使用料

ア 使用料は、京都府行政財産使用料条例（昭和39年京都府条例第38条）に基づき、決定した使用料692,020円（令和2年度使用料）を最低価格として行った入札時における提示された最高価格（落札価格）とします。

なお、更新する場合も同額とします。

イ 使用料は、毎年、学校が発行する納入通知書により、指定する期日までに全額納入してください。

なお、出店事業者が希望する場合、月毎に分割して納入することができます。

##### (5) 実費負担

ア 光熱水費として、基本料金を含めた学校全体の使用料のうち、使用許可分に係る子メーターで計量した使用量の割合で負担してください。

イ 厨房設備、什器及び備品等は、別添厨房設備等一覧に記載されているものを除き、出店事業者の費用負担により用意してください。

ウ 清掃（グリーストラップ含む）、防虫防鼠、消毒等の衛生管理、ごみ処理に係る経費等、使用物件の維持管理に通常必要とされる経費及びカフェテリア運営に係る全ての費用は出店事業者の負担となります。

また、営業等に必要厨房の改装及び原状回復に係る費用については、全て出店事業者の負担となります。

## 6 使用上の制限等

(1) 出店事業者は、使用許可物件を善良な管理者の注意をもって維持保存するものとし、その維持保存のための通常必要とする修繕費、その他の経費は、全て出店事業者の負担とします。

(2) 出店事業者は、使用許可期間中、使用許可物件をカフェテリアの用途以外に使用しないこと。

(3) 出店事業者は、使用許可に基づく権利の全部又は一部を他の者に譲渡し、転貸し、担保に提供し、又は営業を委託、名義貸し等を行うことはできません。

(4) 出店事業者は、使用許可物件について修繕、模様替えその他の行為をしようとするとき又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面により校長の承認を受けなければなりません。

(5) 提供メニュー及び提供価格は、事前に校長の承認を得るものとし、変更しようとする場合も同様とします。

また、提供価格は一般市場価格に比し、3割程度低い価格としてください。

(6) カフェテリアを含め、学校の敷地内は全面禁煙です。

(7) 酒類は販売できません。

(8) 営業に伴って発生する全ての廃棄物の回収処理は、出店事業者の責任で行い、処理費用も出店事業者の負担とします。

なお、廃棄物の保管場所はありませんので、出店事業者自ら処理してください。

(9) 使用許可を受けた場所以外での張り紙、看板等の表示は認めません。

(10) カフェテリア内の清掃は自ら行い、常に、清潔の保持に努めてください。

(11) 出店事業者は、校長が定める「教育財産使用許可書」の使用許可条件等を遵守し、施設の管理運営に関して学校の指示に従ってください。

(12) 上記の使用上の制限等に違反した場合は、使用許可を取り消すことがあります。この場合、出店事業者は学校又は第三者に損害を与えたときは、全て自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

## 7 店舗修繕工事を行う場合

(1) 出店事業者は、出店にあたり、必要に応じ、自らの責任と負担において、必要な工事を行ってください。

(2) 修繕工事については、工事開始前に、校長と設計及び施工の協議を行った上、校長の承認を得ることとします。校長は工事終了後、適正履行確認の検査を行います。この検査に合格した

後に、工事が完了したものとします。

- (3) 出店事業者が修繕工事により設置及び撤去した設備等については、出店事業者が自らの負担と責任において維持管理及び処分等を行っていただきます。

## 8 その他

- (1) 出店事業者の都合による経費は、出店事業者が負担することとします。
- (2) 出店事業者は、校長の指示に従い、カフェテリア内の建築、電気、機械及び防災等の各設備について、常に良好な状態に保つように使用しなければなりません。

## 第2 応募の条件等

### 1 入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り入札することができます。

- (1) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 成年被後見人
  - イ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - ウ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - エ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - オ 破産者で復権を得ない者
- (2) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者（アからクまでのいずれかに該当した者であって、その事実があった後2年間を経過したものを含む。）であること。
- ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - カ 落札決定後に契約締結を辞退した者（その者の責めに帰すべき事由において当該契約締結の辞退をしたと認められる者に限る。）
  - キ 契約を解除した者（その者の責めに帰すべき事由において当該契約を解除したと認められる者に限る。）
  - ク アからキのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のアからカまでのいずれに

も該当しない者（アからカまでのいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過した者を含む。）であること。

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

※役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のもの」をいう。

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(4) 前記(3)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。

(5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）でないこと。

(6) 応募に必要な書類を提出する時に、府税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(7) 入札申込書（以下「申込書」という。）の提出期間の最終日から入札までの期間において、京都府の指名競争入札において指名停止の措置を受けていないこと。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(9) 事業に従事する者の雇用について、労働基準法をはじめ関係法令を遵守していること。

(10) 最近5年間において、継続して3年以上飲食の提供に係る経営の実績を有すること。

(11) 法令等の規定により許認可等を要する場合は、当該許認可等の免許を有していること。

## 2 入札申込方法等

### (1) 資格審査の申請手続

入札参加資格審査を受けようとする者は、校長に申込書に添付資料を添えて提出し、参加資格の有無について認定を受けてください。

なお、提出した書類に関し、学校から説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

### (2) 申込書の入手方法

ア 原則として、本広告に示す入札参加資格審査の受付期間までに、京都府教育委員会ホームページ又は学校のホームページからダウンロードしてください。

イ 窓口配布を希望する場合は、本広告に示す入札参加資格審査の受付期間までに、学校へ問い合わせの上、入手してください。

### (3) 申込方法

#### ア 郵送の場合

申込受付期間：令和2年1月10日（金）～令和2年1月17日（金）（必着）

送 付 先：〒603-8163 京都市北区小山南大野町  
京都府立清明高等学校

※ 簡易書留又は書留により送付してください。

※ 申込みに必要な書類が受付期間内に到着しない場合や不備があった場合は受け付けられませんのでご注意ください。

※電話、ファックス、インターネットによる申込みはできません。

イ 持参する場合

申込受付期間：令和2年1月10日（金）～令和2年1月17日（金）  
（9時～12時、13時～17時まで）

提 出 先：〒603-8163 京都市北区小山南大野町  
京都府立清明高等学校

(4) 入札審査に必要な書類

ア 入札申込書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）※

エ 食品衛生責任者の資格を証明する書面

オ 販売品目等一覧表（任意様式）

カ 飲食の提供に係る経歴書又は実績調書（任意様式）

キ 住民票記載事項証明書（法人の場合は法人登記簿（履歴事項全部証明書））※

ク 府税納税証明書（京都府税の滞納がないことの証明書）※

ケ 消費税納税証明書（消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書）※

※入札申込日から3箇月以内に発行されたものに限ります。

(5) 申込みに当たっての留意事項

ア 使用許可は、申込書に記載された名義以外では行いません。

イ 受付期間内に限り入札を辞退することができます。その場合は、入札辞退届（様式3）を、受付期間内に持参又は郵送してください。

ウ 提出された申込書・添付書類は、理由の如何を問わず返却しません。

3 現地見学及び質問受付

現地見学を令和2年1月15日（水）及び16日（木）に行います。

なお、日時については、希望者と調整の上、決定します。

見学を希望する場合、現地見学申込書（様式4）に必要事項を記入し、令和2年1月14日（火）15時までに学校（下記問合せ先参照）へFAXにて連絡し、FAX送信後は必ず到着確認を行ってください。

また、質問がある場合、令和2年1月21日（火）正午までに質問書をFAX（電話、メール等による質問はできません）にて提出することとし、FAX送信後は必ず到着確認を行ってください。回答は令和2年1月22日（水）に京都府教育委員会及び学校のホームページにて行います。

#### 4 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格を有すると認められた者は、京都府立清明高等学校カフェテリア出店事業者募集に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載されます。

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知します。

※審査の一部に時間を要した場合は一旦参加資格を有する者として登録を行うこととし、入札前に入札参加資格を有していないことが判明した場合は、参加資格を取り消し、その旨を本人に伝える。入札後に落札候補者が入札参加資格を有していないことが判明した場合は当該落札候補者が行った入札は無効とし、その旨を本人に伝えるとともに、次順位者を落札候補者として落札候補者決定の手続きを行います。

#### 5 入札手続き

##### (1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年1月27日(月) 14時00分

イ 場所 京都府立清明高等学校生活デザイン室

##### (2) 入札の方法

入札書(様式5)の持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めません。入札書は必ず封筒に封入し、封筒の表面に「京都府立清明高等学校カフェテリア出店事業者募集に係る入札書 在中」と油性ボールペン等で記入してください。

##### (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできません。

ア 最低価格を下回る入札

イ 1に掲げる参加資格がない者のした入札

ウ 指定の期間内に提出しなかったもの

エ 入札価格、日付、住所、氏名及び押印(印鑑証明印)のない入札又はこれらが分明でない入札

オ 入札書の訂正をした入札

カ 申込書等に虚偽の記載をした者の入札

キ 入札公告に示した入札に関する条件に違反した入札

ク 入札に関し不正な行為を行った者のした入札

ケ その他入札に関する条件に違反した者のした入札

#### 6 出店事業者の決定

(1) 学校が設定する最低価格以上の額で、かつ最高の価格をもって入札した者を出店事業者とします。

なお、最高の入札が2者以上ある場合は、当該入札者立会のもと、くじにより選定します。当該入札者が、諸般の事情により、校長が指定する日時・場所に立ち会うことができない場合は、本件決定事務に関係のない職員にくじを引かせ出店事業者を決定します。

##### (2) 出店事業者の公表等

出店事業者の決定後、事業者名、落札決定金額及び入札参加者数については、入札参加者に対し

書面で通知するとともに、京都府教育委員会及び学校のホームページに掲載します。

### (3) 入札の中止・延期

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は延期することがあります。

## 7 出店事業者の決定の取消し

(1) 次のいずれかに該当する場合は、出店事業者としての決定を取り消します。

ア 正当な理由なくして、京都府が指定する期日までに使用許可の手續に応じなかった場合

イ 出店事業者が入札参加資格を失った場合

ウ 出店事業者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合

(2) 上記(1)のア又はウの場合、取り消しのあった日から3年間入札に参加することができないものとします。

## 8 その他

使用許可の手續き及び履行に関する一切の費用については、出店事業者の負担となります。

## 9 問い合わせ

京都府立清明高等学校

電 話：075-417-4031

FAX：075-417-4032

## 第3 使用許可等

### 1 出店場所等の使用許可

選定された出店事業者は、第1の5(1)に記載のとおり、使用許可を受けなければなりません。落札決定通知日の翌日から1週間以内に、教育財産使用許可申請書(別途指定様式)を提出してください。

### 2 使用許可の取消し又は変更

次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し又は変更することがあります。

(1) 出店事業者が使用許可の条件に違反したとき

(2) 出店事業者が第1の6の使用上の制限に違反したとき

(3) 出店事業者が第2の1の入札参加資格を失ったとき又は応募者の資格を満たしていないことが判明した場合

(4) 著しく社会的信用を損なう違反等により、学校への出店事業者としてふさわしくないと校長が判断したとき

(5) 学校において公用又は公共の用に供するため、使用許可物件を必要とするとき

(6) 学校の都合により使用許可を取り消す必要が生じた場合

なお、上記(1)から(6)までの場合、すでに納めた使用料は還付しません。



### 3 自己都合による退去

出店事業者は、使用許可の期間が満了する前に自己の都合により退去しようとする場合は、退去しようとする日の3箇月前までに校長に書面により通知してください。この場合、納入済の使用料は還付しません。

### 4 原状回復

使用許可が取り消されたとき、自己の都合により退去しようとする場合又は使用許可期限が満了したときは、出店事業者は、自己の負担で校長が指定する期日までに、使用許可物件を原状に回復して返還しなければなりません。ただし、校長が特に承認したときは、この限りではありません。

### 5 損害賠償

出店事業者は、その責めに帰する理由により、使用許可物件の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害賠償に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、使用許可物件を原状に回復した場合は、この限りではありません。

### 6 使用許可取消しによる損失の取り扱い

(1) 2の使用許可取消しの規定により、使用許可を取り消した場合において、その取消しにより出店事業者が損失が生じても、学校はその損失を補償しません。

また、出店事業者は学校に対して一切の補償の請求は行わないこととします。

(2) 使用許可が取り消された場合において、出店事業者は、使用許可物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求は行わないこととします。

### 7 実地調査等

学校は、使用許可物件について、臨時に調査し、又は必要な報告を求め、その維持・使用に関して指示することがあります。

### 8 その他

使用許可条件については、入札公告に定めるもののほか、府の関係条例及び規則等に定めるところによるものとします。